

愛知県海岸保全基本計画検討委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「愛知県海岸保全基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）
という。

（目的）

第2条 委員会は、海岸法に基づき海岸の保全に関する基本計画として策定する「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」及び「遠州灘沿岸海岸保全基本計画」について、計画変更をするにあたり、学識経験者、有識者及び行政機関の意見を聴くことを目的として、愛知県知事が設置する。

（委員会）

第3条 委員会は、海岸に関する学識経験者及び当該海岸に関係の深い有識者からなる次に該当する

- 一、 海岸の防護、利用、環境に関し学識経験を有するもの（別表1）
- 二、 当該海岸に関係の深い有識者（別表2）
- 三、 沿岸市町村代表者（別表3）

に定める委員で構成し、愛知県知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から最終委員会の終了までとする。
- 3 委員長及び副委員長は知事が指名するものとする。
- 4 委員長は、委員会の円滑な運営と進行を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。
- 6 委員会は、委員長が招集し、委員の2分の1の出席をもって成立する。
- 7 委員会は、必要と認める場合は、委員以外の専門家からの意見の聴取及び資料の提出を事務局（第5条に規定する）に求めることができる。
- 8 委員会には、技術的な検討を行う技術部会を設置する。技術部会の規約は別に定めるものとする。
- 9 技術部会の検討結果は委員会への報告事項とする。委員会への報告は、文書による報告も行うことができる。

（情報公開）

第4条 委員会は、原則的に公開とし、その公開方針は別紙「愛知県海岸保全基本計画検討委員会の公開等に関する規定」によるものとする。

（事務局）

第5条 委員会の事務局（別表4）は、委員会に付議すべき事項に係る資料の作成を行う。

（雑則）

第6条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附則 この規約は、令和 年 月 日から施行する

(別表1) 1号委員：学識経験者

1	水谷 法美	名古屋大学大学院 教授	海岸
2	加藤 茂	豊橋技術科学大学 教授	海岸
3	渡邊 幹男	愛知教育大学 教授	植物
4	内田 俊宏	中京大学 客員教授	地域経済
5	栗田 正徳	公益財団法人名古屋みなと振興財団 常務理事 (名古屋港水族館 館長)	海洋生物

(別表2) 2号委員：有識者

6	間瀬 堅一	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業
7	榊原 仁	一般社団法人愛知県観光協会 専務理事	観光
8	瀧崎 吉伸	愛知県自然観察指導員連絡協議会 調査保全担当理事	自然環境
9	工門 真二郎	一般社団法人日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用
10	田中 美奈子	特定非営利活動法人 表浜ネットワーク 事務局長	海岸協力団体

(別表3) 3号委員：行政(代表者のため代理出席を可とする)

11	浅井 由崇	豊橋市長	
12	中村 健	西尾市長	
13	山下 政良	田原市長	
14	安藤 正明	弥富市長	
15	石黒 和彦	南知多町長	

(別表4) 事務局

建設局	河川課
都市・交通局	港湾課
農林基盤局	農地計画課
農地部	農地整備課

愛知県海岸保全基本計画検討委員会の公開等に関する規定

1. 会議の公開

- (1) 会議は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシーに関わる事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部または全部を非公開とする。

なお、非公開にする内容については、委員に諮り、委員長が決定する。
- (2) カメラ撮影等については、委員長の冒頭挨拶までとし、審議及び傍聴の妨げとならないよう、傍聴席からに限るものとする。
- (3) 会議の一般傍聴は、自由とする。ただし、会議の審議中に一般傍聴者の発言は、取り扱わないものとし、会議の内容に関する質問や意見等については、会議後、事務局において対応する。
- (4) 会議の開催案内は、愛知県の公式 Web ページ（新着情報や広報広聴コーナー）、建設局河川課 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/>) への掲載及び記者クラブへの情報提供により行う。

2. 会議資料の公開、報道機関の取材への対応

- (1) 会議資料や議事概要は、愛知県建設局河川課、で閲覧できるようにする。そのほかに、河川課 Web ページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/>) において掲載する。ただし、個人のプライバシーに関わる事項や特定の野生生物の保護に著しい支障が及ぶ恐れがある場合などは、その一部または全部を非公開とする。
- (2) 記者会見は、会議を公開することから原則として行わない。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員長による記者会見を行う。

3. 会議の傍聴

下記の案内を配布することとする。

【委員会傍聴にあたってのご案内】

- (1) 会議を傍聴される方は、会場に入室する前に、受付にて「一般傍聴者受付簿」に必要事項（氏名、住所）をご記入下さい。
- (2) 傍聴される方は、会場において次の事項をお守り下さい。お守りいただけない方は、退室して頂くことがあります。
 - ① 会場における言論への批判、賛否の表明、拍手などは、ご遠慮下さい。
 - ② 私語や携帯電話での通話は、ご遠慮下さい。
 - ③ カメラ撮影等は、委員長の冒頭挨拶までとし、審議及び傍聴の妨げとならないよう、傍聴席からにしてください。
 - ④ そのほか、会議の妨げとなるような行為は、ご遠慮下さい。
- (3) 会議において、議事の非公開が決議された場合、又は委員長が退室を命じた場合は、傍聴できませんので、速やかに退室をお願いします。
- (4) その他、事務局の案内に従っていただくようお願いいたします。